

第4部 第1 環境保全の推進

2 公害防止

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
公用車に占める低公害車の割合	12%	20.6%	43.7%	増加

自動車の排気ガスを抑制する低公害車導入の状況を示す指標です。低公害車の導入に向けて段階的な取り組みを行います。

協働指標		計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
大気中の浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準(注1)	日平均値の2%除外値	0.083mg/m ³	0.070mg/m ³	0.053mg/m ³	基準値以下
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	2時間	1時間	0時間	

大気を汚染する原因物質には、いおう酸化物(SO_x)、炭化水素(HO)、ばいじん(浮遊粒子状物質(SPM)と降下ばいじん)、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO_x)及び二次汚染物質であるオキシダント(O_x)等があります。市では、大気汚染を監視するため、市庁舎で一酸化炭素・窒素酸化物・二酸化いおう・オキシダント・浮遊粒子状物質の定期調査を実施し、経年変化を観察しています。現状において既に基準値を満たしているものについても、さらなる高環境創出に向けた取り組みを続けていきます。

(注1) 環境基準は、1時間値の1日の平均値(日平均値の2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。なお、数値は市役所3階定点測定によります。

II 施策・主な事業の体系

1 相談・苦情処理体制の充実

(1)相談・苦情の適正な処理	①公害相談・苦情処理体制の充実
	②発生源対策の強化
	③苦情・環境測定結果等の調査・分析による公害防止への活用
(2)情報提供・啓発の推進	◎ ①公害に関する情報提供の充実
	②公害防止に向けた啓発の推進

2 発生源対策の強化

(1)発生源の規制強化	◎ ①自動車公害対策の推進
	◎ ②ダイオキシン類対策の推進
	※ ③公害予防のための環境配慮指針の徹底
	④ばい煙施設の窒素酸化物や硫黄酸化物の抑制指導
	⑤事業所からの排出ガスの抑制指導
	⑥工場・事業所等の悪臭防止の改善指導
	⑦アスベスト飛散防止対策
	⑧有害物質使用事業者への指導強化
	⑨フロンガスの適正な処理の徹底
(2)発生源対策の支援	◎ ①アスベスト調査のための支援
	②公害防止のための設備改善の支援

3 監視機能の強化

(1)公害監視機能の強化	①大気汚染物質の連続測定や定期測定の実施
	②主要沿道・交差点における騒音・振動・交通量調査の充実
	③東京都自動車排出ガス測定局の活用
	④工場・指定作業場の立ち入り検査の充実
	⑤光化学スモッグ情報の適切な提供
	⑥浅井戸による地下水モニタリング(監視)調査の実施
	⑦市内河川の定期的水質調査の実施
	⑧土壌汚染調査の充実
	⑨調布飛行場における騒音対策充実の要請

4 推進体制の整備

(1)推進体制の整備	①広域的な連携の強化
	②市民・事業者・NPO等との連携の強化
	③国・都への要請

III 主要事業(◎で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

1-(2)-① 公害に関する情報提供の充実

2-(1)-① 自動車公害対策の推進

2-(1)-② ダイオキシン類対策の推進

野外焼却の禁止と法定基準を満たさない小型焼却炉の使用中止の指導を行うとともに、大気・土壌・河川等のダイオキシン類調査を引き続き実施します。また、三鷹市環境センターにおけるダイオキシン類の排出濃度を1ng/m³(注2)以下とするため、バグフィルタ(ろ過集塵装置)等を既に設置し、ダイオキシン類の発生抑制に努めています。

(注2) 1ng(ナノグラム)は、10億分の1g

(市・関係団体)

2-(2)-① アスベスト調査のための支援

戸建及び分譲共同住宅の露出の吹付けアスベスト調査に対して、調査費の一部を助成していますが、その周知を徹底し、市民の健康の向上を図っていきます。

(市)

IV 新規・拡充事業(※で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

2-(1)-③ 公害予防のための環境配慮指針の徹底